

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和  
岩手県監査委員 名須川 晋  
岩手県監査委員 鈴木 慶 太  
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 医療局

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月18日から同月20日まで

イ 本監査実施日 令和7年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
請負業務の契約に当たり、業務の内容を示す書面が請書に添付されていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。  なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	担当課で使用する契約事務関係ファイルの構成を見直し、誤りが発生しづらい仕組みを構築する。  契約書の供覧を行う際に、当件を踏まえて、確認を徹底するよう各担当課長、総括主査に改めて周知した。  医療局全体で指摘注意事項を共有し、自所属のみならず医療局全体で同事例の発生防止に取り組む。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立中央病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月10日及び同月11日

イ 本監査実施日 令和7年7月14日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生理検査システムの点検作業に係る経費の支出に当たり、支出科目を誤っているものが1件、2,904,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、支出科目の誤りを防止するため、従来のチェック体制に業務分担上の副担当を加え、チェック体制を強化するとともに、必要に応じて、保守料の担当者とのすり合わせを行うことで、適正な科目による執行を徹底し再発防止に努める。
通勤手当及び分婉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、38,178円、少なく支給しているものが2件、4,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた1件、38,178円について、令和7年8月1日に返納処理を完了し、支給すべき金額より少なく支給していた2件、4,000円について、令和7年6月23日に追給処理を完了した。今後は、手当の支

	<p>給誤りを防止するため、次のとおり対応する。</p> <p>通勤手当の認定において、往路と復路が異なる（路線やバス停）などイレギュラーな事例については、十分に事情を聞き取り、記録を残しながら、正しい認定であるかダブルチェックにより確認する。</p> <p>分娩手当の確認において、分娩リストに記載された「twin」の見落としが無いよう、課内にてダブルチェックにより確認する。併せて、医師に対する分娩手当の胎児数と突合し、一致していることを確認する。</p>
<p>委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、726,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は、仕様書等で示した業務内容及び数値に基づき積算することを徹底するとともに、従来のチェック体制に業務分担上の副担当を加え、チェック体制を強化することで再発防止に努める。</p>